

## 災害時における電動車両等の貸与に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）および三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、秋田市内における災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時に、電動車両等の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

### （電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

### （貸与の要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与の要請をするものとし、乙は、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

2 前項の要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 丙は、前項の規定により甲が要請する電動車両等の種類および数量等に関し、乙が保有する電動車両等の貸与が困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

### （電動車両の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により電動車両等を貸与したときは、報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

### （貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### （電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期および返却場所については、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

### （費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙および丙が協議の上、決定するものとする。

### （損害補償および保険）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故等により、第三者に与えた物的又は人的被害については、その損害の帰責理由のある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、丙、および乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 乙は、電動車両の提供に当たり、乙の負担により自賠責保険および任意保険に加入するものとし、前号の場合において、甲が補償責任を負う場合については、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。ただし、保険の自己負担額および保険対象外の経費については、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲、乙および丙は、この協定に基づく正当な費用についての支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた電動車両等を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、秋田市内で使用する。

(3) 電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策に問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡する。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙および丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(第3号様式)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(訓練への参加)

第12条 乙および丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練に参加するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(情報交換)

第13条 甲、乙および丙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙又は丙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自その1通を所持する。

令和2年2月25日

甲 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市

秋田市長 穂積 志

乙 秋田市川元開和町4番17号  
秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 佐藤 功

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
三菱自動車工業株式会社

取締役 代表執行役CEO 加藤 隆 雄

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

秋田三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長 様

秋田市長

災害時における電動車両等の貸与要請書

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する理由

2 要請する電動車両等の種類、企画および数量

種類

規格

数量

3 要請する期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 要請する場所

5 その他必要な事項

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長

災害時における電動車両等の貸与報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった電動車両等の貸与が下記の通り終了したので、災害時における電動車両等の貸与に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 貸与した電動車両等の種類、企画および数量  
種類  
規格  
数量
- 2 貸与した期間  
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 3 貸与した場所
- 4 その他必要な事項

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

連絡責任者報告書

（宛先）

会社・団体名

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（ 年 月 日現在）

第一順位 役職 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 役職 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 役職 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	